

新潟市・一般社団法人日本自動車連盟新潟支部 観光協定書

新潟市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟新潟支部（以下「乙」という。）は、観光振興に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する資源を活用し、相互に協力して甲の観光振興を図り、地域社会の発展と乙の諸事業の拡充に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して、協力するものとする。

- (1) 新潟市の観光振興に関すること
- (2) 前号以外の地域振興・観光振興に関すること
- (3) 乙の観光情報登録システムの利用に関すること
- (4) 乙が発行に関与する冊子に、新潟市の観光情報を掲載すること
- (5) その他、甲及び乙が協議して決定したこと

2 甲及び乙は、前項に定める協力事項に係る取り組みを効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙が合意の上決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、本協定の有効期間内といえども、1か月以上の予告期間をもって、書面により本協定を解約することができるものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月19日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市長

中原八一

乙 新潟市中央区新光町11-6
一般社団法人日本自動車連盟新潟支部 支部長

遠藤佳彦